

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	出産育児一時金の支給	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例	
根 拠 条 項	第5条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市国民健康保険条例 (出産育児一時金) 第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第7条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>徳島市国民健康保険条例施行規則 (出産育児一時金の申請) 第20条 条例第5条の2の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書に次に掲げる書類及び被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 医師若しくは助産師の証明書又は母子手帳 (2) 同一の出産につき、条例第5条の2の規定による出産育児一時金(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第12</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 14日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>8号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類</p> <p>直接支払制度 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱 による 出産育児一時金を医療機関へ支給 国保世帯主が医療機関との間で、出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結することで、出産育児一時金の額を限度として、医療機関が世帯主に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を直接保険者で行うことができる。</p> <p>差額の支給 保険者は、医療機関から請求された出産費用が出産育児一時金未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を、世帯主からの申請により支給する。</p>
------	----	--